

○大学学修奨励奨学金規程

平成15年2月28日

制定

改正 平成20年2月26日

平成29年2月17日大学規程第6号

平成30年10月27日法人規則第5号

令和3年3月27日大学規程第20号

(目的)

第1条 大学学修奨励奨学金（以下「奨学金」という。）は、京都先端科学大学（以下「大学」という。）に在学する学生であって、進路を意識した資格取得を意欲的に取り組む学生を励まし、援助することを目的とする。

(給付対象)

第2条 奨学金を受けることのできる者は、大学に在学する学生であって、指定する資格又は検定（以下「資格等」という。）において合格した者又は一定の基準点に達した者を対象とする。

(給付対象資格等の指定及び奨学金額)

第3条 給付の対象となる資格等の区分及び種類の指定並びに奨学金額は、学長が決定する。

2 前項の指定は、資格等の名称が変更された場合であって、変更の前後を通じた、その資格等の同一性が明らかであるときは、継続するものとする。

(給付時期)

第4条 奨学金を給付する時期は、毎学期末とする。ただし、当該年度の学事予定により、学期末に給付が困難な場合には、次学期開始時とするができる。

(出願手続き)

第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、資格等取得後1カ月以内に、キャリアサポートセンターにおいて所定の手続をしなければならない。ただし、留学により手続が困難な場合は、留学期間終了後2週間まで延長できる。

(他の奨学金との関係)

第6条 この奨学金を受ける者が大学の他の奨学金と重複して受給することは、妨げない。

(奨学生の決定)

第7条 この奨学金を受ける者は、第3条第1項において指定する資格等に応じ、学長が決定する。

(決定の取消しと奨学金返還義務)

第8条 奨学金を給付された者が提出した書類等に虚偽があったときは、決定を取り消す。

2 決定が取り消されたときは、奨学金を受けた者は、給付された奨学金を返還しなければならない。

(事務の所管)

第9条 この奨学金に関する事務は、キャリアサポートセンターが所管する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程改正は、平成20年4月1日から施行する。(給付対象の定義の変更)

附 則

1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。

2 この改正により、「京都学園大学キャリアサポートセンター学修奨励奨学金支給取扱要綱」は廃止する。(奨学金規程と支給取扱要綱の整理に伴う改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。(事務組織の改編等による改正)